農地法第４・第５条許可申請から許可までの流れ（フロー図）

**◇申請から許可までの流れは、凡そ以下のとおりです。**

**〔許可の標準事務処理期間は、42日です。〕**

⑥ 島根県農業会議へ意見聴取

…農業委員会で承認された場合、島根県農業会議へ意見聴取⇒意見回答

【申請締切月の翌々月10日前後】

３０ａ以下、一種農地以外

３０ａ超又は一種農地

⑥ 許可書の交付

④ 運営委員会

…農業委員会総会での審議事項等について協議

【申請締切月の翌月15日前後】

③ 現地調査

…申請地及び所有農地等の耕作状況等を確認

【申請締切月の翌月５日前後】

② 記載内容・添付書類

の審査

…記載内容に誤りがないか、添付書類の不備

がないか審査

【申請締切日から翌月５日前後】

① 許可申請書提出

…申請締め切り【毎月末日】

⑤ 農業委員会総会

…許可・不許可の審議を行う

【申請締切月の翌月20日前後】

⑦ 許可書の交付